

入札参加者 各位

札幌市財政局管財部契約管理課

現場代理人の兼任に関する取扱いの一部変更について

契約管理課で契約をしている工事を対象として、現場代理人の兼任(2件まで)を試行しておりますが、その取扱いを下記のとおり一部変更いたしますので、お知らせいたします。

1 適用する工事について (一部変更)

(変更前)

- ① 同一施行担当課の工事であること
- ② 予定価格が 1,000 万円未満の工事同士の組み合わせであること
- ③ 現場代理人は、作業期間中の現場においては常に立ち会うことができること、及び2週間に一度施工管理の報告を行うことができること。
- ④ 本取扱いの対象である旨、告示に明示されていること。

(変更後)

- ① 施行担当課が指定する工事であること。(新)
- ② 同一施行担当課の工事であること。
- ③ 設計金額が2件合算して概ね 2,500 万円未満となる工事同士の組み合わせであること。(新)
- ④ 現場代理人は、作業期間中の現場においては常に立ち会うことができること、及び2週間に一度施工管理の報告を行うことができること。
- ⑤ 本取扱いの対象である旨、告示に明示されていること。

.....
(告示別表記載例) (新)

.....
本工事は現場代理人の兼任の試行対象予定工事である(兼任の可否については、落札決定後、施行担当課へ確認すること)。
.....

2 手続きについて (一部追加)

落札決定後、当該工事が現場代理人の兼任の試行対象工事であることを施行担当課に確認を行うこと。(新)

先行・新規工事ともに工事主任の承諾を得ること。(新規工事については、着手時に提出する「現場代理人及び主任技術者(監理技術者)等指定通知書」の備考欄に、兼任する工事の工事番号、工事名及び工期を記載すること。)

3 契約変更の取扱い (変更なし)

兼任する工事同士の請負代金額の合計額が 2,500 万円以上となった場合は、兼任を認めない。

4 適用年月日

平成 23 年4月1日以降に告示する案件から適用する。

【お問い合わせ先】

財政局管財部契約管理課工事契約係

Tel 011-211-2442